

入札金額の内訳書の提出に関する取扱

21世経理第702号

平成22年1月13日

(目的)

第1 この取扱いは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づく世田谷区（以下、「区」という。）が実施する公共工事の入札における入札金額の内訳を記載した書類（以下、「内訳書」という。）の提出、及び同法第13条の規定に基づく提出された内訳書の確認その他の必要な措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2 内訳書の提出を要する工事は、区が一般競争入札又は指名競争入札により実施する全ての工事とする。

(内訳書の作成及び提出方法)

第3 契約担当者は、入札価格が適正な見積りに基づくことを確認するため、当該入札価格を算出した根拠が分かる内訳書を提出させるものとする。

第4 前項の内訳書は、区の配付した参考内訳書又はこれに準ずるものに、入札者が設計数量、単位及び単価などの必要事項を記載した内訳書を作成するものとする。

第5 内訳書の提出は、電子入札においては、入札者に電子入札書の添付データとしてあらかじめ送信させるものとする。ただし、契約担当者の指示する期限までに持参等により提出することを認めた場合は、この限りではない。また、紙入札においては、開札場所に持参させるものとする。

(入札説明書への明示)

第6 契約担当者は、対象工事の入札説明書に次の事項を明記するものとする。

- (1) 入札時に内訳書を提出する必要がある旨
- (2) 提出する内訳書の形式
- (3) 提出期限
- (4) 提出方法
- (5) 提出期限までに内訳書が提出されないとき又は提出された内訳書に不備があるときは、当該入札書を無効とすることがある旨

(落札決定手順等)

第7 電子入札における落札決定の手順は次のとおりとする。

- (1) 落札候補者（予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けたときはその制限を含む）で最低の価格で入札をした者（同価格の入札者が複数いる場合はくじで決定する））がある場合は、開札結果登録で「内訳書の確認後、落札決定する」旨を連絡事項として入力の上、落札者の決定を一旦「保留」とする。

- (2) 落札候補者から提出された内訳書を点検する。
- (3) 点検の結果、落札候補者を落札者と決定するときは、電子入札システムの開札結果登録により落札決定の処理を行い、落札決定通知書を発行する。
- (4) 点検の結果、落札候補者の入札書を無効とするときは、契約担当者は当該落札候補者に直ちにその旨を通知し、次順位者を新たな落札候補者としてその入札書について(2)の点検を行うものとする。

第8 紙入札においては、入札者には開札場所に内訳書を持参させ、落札候補者に内訳書を提出させて直ちに点検し、内容に不備があるときはその入札書を無効とし、次順位者を落札候補者としてその内訳書を点検するものとする。

(入札後の内訳書の取扱い)

第9 入札時に提出された内訳書は次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 内訳書の内容に誤りがあっても入札は有効なものとして取扱い、契約内容についても何ら変更等が生じるものではないものとする。
- (2) 落札者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合には、提出された内訳書の内容を確認するものとする。

附 則

この取扱は、平成22年1月15日から施行し、これ以降に公告又は指名をする入札に適用する。

附 則 (平成27年3月20日26世経理第840号)

この取扱は、平成27年4月1日から施行し、これ以降に公告又は指名をする入札に適用する。